

京都市H I V感染症対策有識者会議に係る市民公募委員選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市H I V感染症対策有識者会議における市民公募委員（以下「公募委員」という。）の選考方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の募集)

第2条 市民公募委員は、京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針の規定に基づき、募集する。

2 募集に当たっては、次に掲げる条件を全て満たすことを条件とする。

- (1) H I V感染症予防推進に関する本市の施策に理解・関心のある者
- (2) 市内に居住又は通勤若しくは通学する年齢18歳以上の者（国籍は問わないが日本語での会話が可能な者に限る。）
- (3) 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者
- (4) 本市の他の2以上の審議会等に、市民公募委員として参画していない者
- (5) 平日に開催される会議等に出席することができる者
- (6) 電子メール又はファクシミリで連絡をとることができる者

3 募集人数は、京都市H I V感染症対策有識者会議委員の定員から定めることとする。

4 応募は、応募用紙及び小論文の提出をもって行うものとする。この場合において、提出された応募書類は返却しないものとする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考に係る審議を行うため、医療衛生企画課内に京都市H I V感染症対策有識者会議市民公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医療衛生企画課長
- (2) 医療衛生企画課健康危機対策担当課長
- (3) 医療衛生企画課健康危機対策担当第二係長
- (4) 医療衛生企画課健康危機対策担当H I V業務担当者

3 選考委員会には、委員長を置く。

4 委員長は、医療衛生企画課長をもって充てる。

5 選考委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

6 選考委員会の庶務は、医療衛生企画課において処理する。

7 この要綱に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(選考基準)

第4条 公募委員の選考は、提出された応募用紙の内容及び小論文により行う。

2 公募委員の選考は、選考基準（別表）によるものとする。

3 委員の平均点が、60点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は、公募委員に選任することができない。

4 選考の結果、合計得点が同点の場合には、選考委員会により総合的に判断して順位を決めるものとする。

(公募委員の決定)

第5条 公募委員の決定は、選考委員会にて審議した者について、京都市HIV感染症対策有識者会議会長の意見を聴き、健康長寿のまち・京都推進担当局長が行うものとする。

(選考結果の通知)

第6条 委員会は、参加者に対して、選定結果について書面で通知する。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。

別表（第4条関係）

選考基準

評価基準	内容
京都市HIV感染症対策有識者会議に有益となる、地域活動及び市民活動の経験が豊富か(20点)	【選択方式】 ・経験がある→優良(20点)、良(10点)、可(5点) ・経験がない→0点
応募動機が明確で具体的であるか(20点)	【選択方式】 ・応募動機が明記されている →優良(20点)、良(10点)、可(5点)、 ・応募動機が明記されていない→0点
小論文が、HIV感染症対策の推進について、建設的かつ具体的な改善策が考えられた内容であるか(30点) (10点×3項目)	【選択方式】優良(10点)・良(7点)・可(5点)・不可(0点) ・本市及び日本のHIV感染症対策の現状を理解している ・本市及び日本のHIV感染症対策について課題を挙げている ・課題に対して建設的かつ具体的な改善策を挙げている
小論文が、市民を代表するにふさわしい公正な内容であるか(30点) (10点×3項目)	【選択方式】優良(10点)・良(7点)・可(5点)・不可(0点) ・本市のHIV感染症対策への熱意、意欲が感じられる ・発想力、想像力のある内容である ・自己の経験をいかした独自の視点を取り入れている
合計(100点)	